

## 職業紹介士（民紹協認定）資格の更新規則

制定 令和3年 5月 7日

### （目的）

第1条 この規則は、職業紹介士（民紹協認定）資格を更新するための基準等を定める。

### （更新対象）

第2条 資格更新の対象者は、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会（以下「民紹協」という。）が、職業紹介士として資格を認定し職業紹介士認定者台帳に登録した者（以下「認定登録者」という。）とする。

### （更新基準）

第3条 認定登録者は、資格の有効期間内に次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす場合であって、更新申請書を提出し、民紹協の承認を得ることにより資格の更新を行うことができる。

#### （1）必須事項

- ・民紹協が主催する職業紹介責任者講習を受講し受講証明書の交付を受けること
- ・民紹協が発行するメールマガジンに登録し継続受信していること

#### （2）選択事項

以下の中から5ポイント以上取得すること

- ・職業紹介士フォローアップ研修の受講
  - 会場に来場しての研修の受講 3ポイント
  - オンラインによる研修の受講 2ポイント
- ・民紹協主催の各種セミナーの受講 2ポイント
- ・民紹協主催のブロック交流会への参加 1ポイント
- ・民紹協主催の講演会への参加 1ポイント
- ・民紹協機関誌への寄稿 1ポイント
- ・民紹協が指定する論文の提出 1ポイント
- ・民紹協が認定する関係団体または外部団体が開催するセミナー等の受講 1ポイント

### 附則

#### （施行期日）

第1条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。